

2025 年 3 月 24 日
須坂市 総務部 財政課

須坂市外に本店のある事業者であっても、長期間にわたり須坂市内に支店・営業所等を置き、地域に密着した活動等を行っている場合にあっては、支店・営業所等を須坂市内本店業者とみなす取扱いをしています。

2025 年 6 月 1 日より 2025-27 年度 須坂市建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る入札参加資格が付与されることから、これに併せ新たに認定を行いますので、希望する事業者は下記により申請してください。

記

1 本店扱い認定する入札参加資格の種類

(1) 建設工事

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の定める 29 業種（建設工事の種類ごとに認定する）

(2) 建設コンサルタント等の業務

測量、土木関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタントの 3 種類の業務（業務ごとに認定する）

2 申請書類受付期間

2025 年 4 月 1 日から 2025 年 4 月 15 日まで

3 本店扱い認定期間

2025 年 6 月 1 日から 2028 年 5 月 31 日まで

4 申請要件

須坂市内に支店・営業所等を有する事業者で、本店扱い認定を希望する入札参加資格の種類について、2025-27 年度 須坂市建設工事等入札参加資格審査の申請を行っていること。

なお、本店扱い認定する支店・営業所等は、当該入札参加資格審査において委任先としているところに限る。

5 本店扱い認定基準

該当する支店・営業所等において、以下に掲げる基準を全て満たしていること。

(1) 建設工事

- ① 認定基準日〔2025 年 3 月 1 日〕現在で須坂市に支店・営業所等を開設後の通算年数が 20 年以上であること。
- ② 認定基準日〔2025 年 3 月 1 日〕現在、須坂市に在住する自社社員が 5 人以上常勤しており、施工体制が整備されていること。
- ③ 建設業法に基づく専任技術者を適正に配置していること。
- ④ 須坂市発注の建設工事において、過去 5 年間に元請としての工事实績があること。
- ⑤ 過去 3 年間に須坂市発注の除雪業務の実績があること（土木一式・舗装工事の認定を希望する場合のみ）。

(2) 建設コンサルタント等の業務

- ① 認定基準日〔2025 年 3 月 1 日〕現在で須坂市に支店・営業所等を開設後の通算年数が 20 年以上であること。
- ② 認定基準日〔2025 年 3 月 1 日〕現在、自社技術職員（※）が 3 人以上常勤しており、業務体制が整備されていること。
※技術職員とは、技術士、R C C M、認定技術管理者、地質調査技士、補償業務管理士、補償業務管理者（補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者でも可）、測量士、測量士補のこと。
- ③ 須坂市発注の建設コンサルタント等の業務において、過去 5 年間に元請としての業務実績があること。
- ④ 須坂市と「災害時における測量及び設計業務等の復旧に関する協定」を締結している須高地区災害復旧対策連絡協議会の協力会員であること。

6 提出書類

- (1) 提出書類は別紙のとおり。
- (2) 提出書類の様式は、須坂市ホームページにて配布する。

7 提出方法

- (1) 電子メール、持参若しくは郵送による提出とする。（郵送の場合、申請書類受付期間中に必着）
- (2) 電子メールの場合は、添付ファイルの容量を 10MB までとする。（10MB を超える場合は複数回に分けて送信すること。）
- (3) 持参若しくは郵送の場合は、すべてを A4 版 1 冊にまとめ、ひも又はホチキス綴じとする（ファイル等は使用しない）。
- (4) 提出部数は 1 部とする。

8 提出先（問い合わせ先）

須坂市役所 総務部 財政課 管財契約係（本庁舎 2 階）

住 所 〒382 - 8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地の 1

電 話 026 - 245 - 1400（内線 3155、3156）

026 - 248 - 9016（課専用）

E-mail s-zaisei@city.suzaka.nagano.jp

9 その他

- (1) 必要に応じて、審査の段階でヒアリングを実施する。日時等は別途申請者へ連絡する。
- (2) 審査結果は書面により通知する〔2025 年 5 月中旬予定〕。また、認定事業者については、須坂市ホームページに掲載する。
- (3) 本認定は 2025 年 6 月 1 日から 2028 年 5 月 31 日の間に公告（通知）される案件が対象となり、その後、認定継続を希望する場合は新たに申請手続きを行うこと。
- (4) 認定基準を満たさない状況が生じた場合、すみやかにその旨を須坂市役所財政課へ届け出ること。

【別紙】

1 建設工事（以下の順番で書類を綴じる）

提出書類	
ア	2025-27 年度 須坂市建設工事入札参加に係る支店・営業所等の本店扱い認定申請書（様式 1-1）
イ	該当する支店・営業所等の建物（事務所）の全部事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し
ウ	該当する支店・営業所等の建物（事務所）の写真（様式 1-2）
エ	該当する支店・営業所等の常勤社員名簿（様式 1-3）
オ	建設キャリアアップシステム閲覧画面、保険者より発行される資格情報等、健康保険証、監理技術者証いずれかの写し ※該当する支店・営業所等の常勤社員全員分
カ	住民基本台帳閲覧同意書（様式 1-4） ※須坂市民のみ。
キ	専任技術者証明書の写し
ク	工事実績一覧表（様式 1-5） ※任意様式でも可。 ※業種ごとに作成。
ケ	除雪業務委託契約書の写し【土木一式・舗装工事の認定を希望する場合のみ必要】

2 建設コンサルタント等の業務（以下の順番で書類を綴じる）

提出書類	
ア	2025-27 年度 須坂市建設コンサルタント等の業務入札参加に係る支店・営業所等の本店扱い認定申請書（様式 2-1）
イ	該当する支店・営業所等の建物（事務所）の全部事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し
ウ	該当する支店・営業所等の建物（事務所）の写真（様式 2-2）
エ	該当する支店・営業所等の常勤社員名簿（様式 2-3）
オ	保険者より発行される資格情報等、健康保険証いずれかの写し※該当する支店・営業所等の常勤社員全員分
カ	登録証明書の写し又は登録通知の写し 〔土木関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタントにあっては登録を受けている場合のみ必要〕
キ	業務実績一覧表（様式 2-4） ※任意様式でも可。 ※業務ごとに作成。
ク	須高地区災害復旧対策連絡協議会の協力会員である証明書の写し